

---

## 3014. 別送品輸出申告事項登録

---

業務コード	内 容
UEA	別送品輸出申告事項登録

## 1. 業務概要

「別送品輸出申告（UEC）」業務に先立ち、別送品輸出申告事項を登録または訂正する。

本業務登録時に貨物情報を利用することができる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した別送品輸出申告事項は、UEC業務までの間、任意に訂正できるが、UEC業務以降の訂正は、「別送品輸出申告変更事項登録（UEA01）」業務で行うこととなる。

また、UEC業務時に搬入時申告または開庁時申告を選択した場合申告条件「I」（搬入時申告）、「K」（開庁時搬入後申告）、「Y」（開庁時搬入前申告）が登録された場合は、別送品輸出申告UEC業務の自動起動前であれば本業務により別送品輸出申告事項の訂正をすることができる。

登録した別送品輸出申告事項は、UEC業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

Air-NACCSの場合は、1別送品輸出申告で扱うことができる貨物の単位は次の通りである。

- ①AWBまたはHAWBについて搬入された単位
- ②「輸出貨物取扱登録（仕分け）（AHS）」業務により仕分けされた単位
- ③「輸出貨物取扱登録（仕合せ）（AHT）」業務により仕合せされた単位
- ④「輸出貨物情報仕分け登録（AHU）」業務により情報の分割された単位
- ⑤「輸出貨物情報仕合せ登録（AHV）」業務により統合された単位

## 2. 入力者

- (1) Sea-NACCSの場合

通関業

- (2) Air-NACCSの場合

代理店、通関業

## 3. 制限事項

- ①入力欄数は200欄以下であること。
- ②Air-NACCSの場合は、貨物の総重量が1000トン未満であること。

## 4. 入力条件

- (1) 入力者チェック

(A) システムに登録されている利用者であること。

(B) 通関予定蔵置場が、入力者の営業区域内であること。

- (C) Sea-NACCSの場合

①貨物情報DBに登録されている申告予定者と同一であること。

②別送品輸出申告事項の訂正の場合は、別送品輸出申告DBに登録されている事項登録を行った通関業者と同一であること。

- (D) Air-NACCSの場合

- (a) 通関業が行う場合

- (ア) 別送品輸出申告事項の登録の場合

輸出貨物情報DBが登録されており通関依頼先の指定がある場合は、その通関依頼先の利用者と同一であること。

- (イ) 別送品輸出申告事項の訂正の場合

別送品輸出申告事項の訂正の場合は、別送品輸出申告DBに登録されている事項登録を行った入力者または通関依頼先の利用者と同一であること。

- (b) 代理店が行う場合

(ア) 別送品輸出申告事項の登録の場合

輸出貨物情報DBが登録されている情報に代理店が指定されている場合は、その登録されている代理店の利用者と同一であること。

(イ) 別送品輸出申告事項の訂正の場合

別送品輸出申告DBに登録されている事項登録を行った入力者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 別送品輸出申告DBチェック

①別送品輸出申告番号が別送品輸出申告DBに存在すること。

②別送品輸出申告がされていないこと。

(4) 貨物情報DBチェック (Sea-NACCSのみ)

(A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。

(B) 輸出貨物であること。

(C) 輸出申告等がされていないこと。

(D) ~~特定輸出貨物の旨が登録されている~~特定輸出貨物、特定委託輸出貨物または特定製造貨物でないこと。

(E) 入力された以下の項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。

①貨物個数

②個数単位コード

③通関予定蔵置場

(F) 貨物がすでに通関予定蔵置場に蔵置されている場合は、分散蔵置でないこと。

(G) 仕分けの親となっていないこと。

(H) 仕合せの親となっていないこと。

(I) 本船扱い貨物またはふ中扱い貨物でないこと。

~~(J) コンテナ扱い申出中またはコンテナ扱い適用済でないこと。~~

~~(K)~~ (J) 訂正保留となっていないこと。

~~(L)~~ (K) 以下の登録がされていないこと。

①「亡失届受理」

②「滅却承認」

③「現場収容」

④「税関内収容」

⑤「その他の搬出承認」

~~(M)~~ (L) 貨物手作業移行されていないこと。

(5) 輸出貨物情報DBチェック (Air-NACCSのみ)

入力されたAWB番号が輸出貨物情報DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

(A) 輸出申告等がされていないこと。

(B) 輸出貨物であること。

(C) MAWBでないこと。

(D) 未ラベルでないこと。

(E) 仕分け親または仕合せ親となっていないこと。

(F) 情報の分割親または情報の統合親となっていないこと。

(G) 仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。

(H) 入力された貨物個数が、輸出貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。

(I) 以下の登録がされていないこと。

- ①「貨物差止め」
- ②「亡失届受理」
- ③「滅却承認」
- ④「その他」

(J) 貨物手作業移行されていないこと。

(K) UBG貨物であること。

(6) その他のチェック

④ (A) 申告税関官署は、別送品輸出申告受付官署であること。

④ (B) 「申告先種別コード」欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の開庁時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。

④ (C) 欄部に入力がある場合は、1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

(D) 官署変更後の変更不可チェック

「別送品輸出申告変更（官署変更）（UEY）」業務後の場合は、以下のチェックを行う。

(a) 入力者が、別送品輸出申告DBに登録されている当初の申告者と同一であること。

(b) 「申告税関官署コード」欄が入力されていない場合は、払い出される官署が、当初のあて先官署コードと同一税関の官署コード（官署コードの先頭1桁が一致すること）であること。

(c) 「申告税関官署コード」欄が入力された場合は、入力された官署が、当初のあて先官署コードと同一税関の官署コード（官署コードの先頭1桁が一致すること）であること。

(d) 入力された以下の項目が、別送品輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。

①荷送人氏名

②荷送人郵便番号

③荷送人住所1（都道府県）

④荷送人住所2（市区町村（行政区名））

⑤荷送人住所3（町域名・番地）

⑥荷送人住所4（ビル名ほか）

⑦荷送人電話番号

⑧受取人氏名

⑨受取人住所1（Street and number/P.O. BOX）

⑩受取人住所2（Street and number/P.O. BOX）

⑪受取人住所3（City name）

⑫受取人住所4（Country sub-entity, name）

⑬受取人郵便番号（Postcode identification）

⑭受取人国名コード（Country coded）

⑮輸出管理番号（Sea-NACCSのみチェックする）

⑯AWB番号

⑰貨物個数

⑱個数単位コード（Sea-NACCSのみチェックする）

⑲貨物重量（グロス）（Sea-NACCSのみチェックする）

⑳重量単位コード（グロス）（Sea-NACCSのみチェックする）

21 最終仕向地コード

22 最終仕向地名

21 旅券番号

22 荷送人生年月日

23 国籍

24 別送品確認書類等識別 1

25 別送品確認書類等識別 2

26 他法令等識別

27 記事

(c) 入力された以下の項目が、全欄について、別送品輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。

①品名

②数量

③数量単位コード

④価格

⑤通貨単位コード

⑥パッキング番号

## 5. 処理内容

### (1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

### (2) 申告税関官署決定処理

(A) 「申告税関官署コード」欄に入力がある場合は、入力された申告官署とする。

(B) 「申告税関官署コード」欄に入力がない場合は、以下の順で決定する。

① 「申告先種別コード」欄に「T」が入力された場合は、通関予定蔵置場を管轄する特別通関貨物を受け付ける申告官署とする。

② 当該事項登録入力者について申告官署がシステム登録されている場合は、登録されている申告官署とする。(Air-NACCSのみ)

③ 通関予定蔵置場を管轄する申告官署とする。

### (3) 申告先部門の決定処理

「申告先種別コード」欄に入力された内容に基づき、申告先部門を決定する。

ただし、「申告先部門コード」欄に入力がある場合は、入力された部門とする。

### (4) 別送品輸出申告番号の払出し処理

別送品輸出申告番号を払い出す。

ただし、別送品輸出申告事項の訂正の場合は、払出しを行わない。

### (5) 搬入時申告情報または開庁時申告情報の解除処理

UEC業務により~~搬入時申告または開庁時申告の旨が登録され~~、申告条件「I」(搬入時申告)、「K」(開庁時搬入後申告)、「Y」(開庁時搬入前申告)が登録され、当該申告が自動起動する前に本業務で訂正が行われた場合は、搬入時申告または開庁時申告の旨の情報を解除する。

### (6) 別送品輸出申告DB処理

入力内容を別送品輸出申告DBに登録・更新する。

### (7) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合、処理結果通知に注意喚起メッセージを出力する。

① 申告税関官署と通関予定蔵置場を管轄している税関官署が異なる場合。

② 貨物が通関予定蔵置場に搬入されていない場合。

③ 貨物に事故情報が登録されている場合。

④ 輸出貨物情報DBが登録されていない場合 (Air-NACCSのみ)

### (8) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

## 6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
別送品輸出申告入力控情報	なし	入力者

## 7. 特記事項

### (1) 入力画面コードについて

本業務は海上、航空で入力画面が異なるため、以下の画面コードを指定する必要がある。

指定する画面コード	選択条件
S E A	海上の事項登録をする場合
A I R	航空の事項登録をする場合